

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「公園」とは、法第2条に規定する都市公園をいい、「公園施設」とは、法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

第2章 公園の管理

(行為の制限)

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 祭礼のために火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除き、第1項の許可を与えることができる。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (3) その他公園の管理上支障があるとき。

4 市長は、第1項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(平23条例15・平29条例29・令7条例18・一部改正)

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (7) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

(平17条例16・平29条例29・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合その他公園の管理のため必要があると認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。

(平21条例14・令7条例18・一部改正)

(指定管理者による管理)

第7条の2 有料公園施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、これを行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 設置の目的を達成するための事業に関する業務
 - (2) 有料公園施設及び附属設備の利用の許可等に関する業務
 - (3) 有料公園施設及び附属設備の維持管理に関する業務
 - (4) 第11条の2に規定する利用料金の收受等に関する業務
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務
- (平21条例14・追加、令7条例18・一部改正)

(有料公園施設の開場時間及び休場日)

第7条の3 有料公園施設の開場時間及び休場日は、有料公園施設の利用形態、利用者の便宜等により市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(平21条例14・追加、令7条例18・一部改正)

(有料公園施設の利用の許可)

第7条の4 有料公園施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は設備を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認められるとき。
- (4) その他有料公園施設の管理上支障があると認められるとき。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(平21条例14・追加、平23条例15・一部改正)

(有料公園施設の許可の取消し等)

第7条の5 指定管理者は、有料公園施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) 有料公園施設の運営に支障が生じたとき。

2 前項の規定により、許可の取消し又は利用の制限若しくは停止をした場合、利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(平21条例14・追加)

(公園施設の設置又は管理の許可)

第8条 法第5条第1項により公園施設を設け、又は管理しようとする者は、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定による申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 公園施設設置許可申請書
 - イ 申請者の住所、氏名及び職業
 - ロ 公園施設の種類及び数量
 - ハ 設置の目的
 - ニ 設置の期間
 - ホ 設置の場所
 - ヘ 公園設置の構造
 - ト 公園施設の管理方法
 - チ 工事実施の方法
 - リ 工事の着手及び完了の時期
 - ヌ 公園の復旧方法
 - ル その他市長が指示する事項
- (2) 公園施設管理許可申請書
 - イ 申請者の住所、氏名及び職業
 - ロ 公園施設の所在、種類及び数量
 - ハ 管理の目的
 - ニ 管理の期間
 - ホ 管理の方法
 - ヘ その他市長が指示する事項
- (3) 変更許可申請書
 - イ 申請者の住所、氏名及び職業
 - ロ 変更する事項

- ハ 変更する理由
- ニ その他市長が指示する事項
(平17条例16・一部改正)

(占用の許可)

第9条 法第6条第1項の規定により工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)を設けて公園を占用しようとする者は、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定による申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 占用許可申請書
 - イ 申請者の住所、氏名及び職業
 - ロ 占用物件の種類及び数量
 - ハ 占用の目的
 - ニ 占用の期間
 - ホ 占用の場所
 - ヘ 占用物件の管理方法
 - ト 工事の実施方法
 - チ 工事の着手及び完了の時期
 - リ 原状回復の方法
 - ヌ その他市長が指示する事項
- (2) 変更許可申請書
 - イ 申請者の住所、氏名及び職業
 - ロ 変更する事項
 - ハ 変更する理由
 - ニ その他市長が指示する事項

(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(平17条例16・平21条例14・一部改正)

(利用料金)

第11条の2 利用者は、有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める区分の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平21条例14・追加、令7条例18・一部改正)

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- (4) 第3条第3項各号又は第7条の4第1項各号のいずれかに該当すると認める者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平23条例15・一部改正)

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する添加で、当該占用の目的に付随して行うもの

第2章の2 工作物等の保管の手続等

(平17条例16・追加)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第13条の2 [法第27条第5項](#)の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(平17条例16・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第13条の3 [法第27条第5項](#)の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) [前条各号](#)に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) [前号](#)の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、[同号](#)の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者([第13条の6](#)において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市広報等に掲載すること。

2 市長は、[前項](#)に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平17条例16・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

第13条の4 [法第27条第6項](#)の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例16・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第13条の5 市長は、[法第27条第6項](#)の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(平17条例16・追加)

(工作物等を返還する場合の手続)

第13条の6 市長は、保管した工作物等([法第27条第6項](#)の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(平17条例16・追加)

第3章 雑則

(届出)

第14条 [法第5条第1項](#)又は[法第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)の許可を受けた者が、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) [法第10条第1項](#)の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) [法第27条第1項](#)若しくは[第2項](#)又は[第12条第1項](#)若しくは[第2項](#)の規定により必要な措置を命じられた者が、その措置を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(平17条例16・一部改正)

(使用料の徴収)

第15条 使用料は、使用許可の際その金額を徴収する。ただし、使用期間が1年以上のものについては毎年度徴収するものとし初年度は許可の際、次年度以降の分については、当該会計年度分をその年度の初めに徴収する。

2 市長は、占用料が著しく多額に上り、その他特別の理由があるときは、[前項](#)の規定にかかわらず、当該会計年度分内に限り期日を定めて2回以上の分納を許可することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、[次の各号](#)の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責でない理由によって使用できないとき。
- (2) 公益上又は本市の都合により使用許可を取り消したとき。
- (3) 使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (4) その他市長において必要があると認めるとき。

(使用料の減免)

第17条 市長は、公益上その他特別の理由があるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(公園の区域の変更及び廃止)

第18条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(検査)

第19条 市長は、必要があるときは、土地又は公園施設の使用状況等について当該職員に検査させ、その使用方法等について改良その他の措置を命ずることができる。

2 使用者は、前項の規定による検査を拒むことができない。

3 第1項に規定する当該職員は、要求があるときはその身分を示す証票を提示しなければならない。

(平19条例3・一部改正)

(損害賠償義務)

第20条 公園内の土地、建物、施設及び物品を滅失し、又は損壊した者(指定管理者を含む。)は、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、これを減額又は免除できる。

(平21条例14・一部改正)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第21条 第3条から前条まで(第7条の2から第7条の5まで及び第11条の2の規定を除く。)の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平17条例16・平21条例14・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第21条の2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、有料公園施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、実績等を考慮して、有料公園施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が有料公園施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(平21条例14・追加、令7条例18・一部改正)

(協定の締結)

第21条の3 市長は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、有料公園施設の管理に関し、次に掲げる事項について指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 施設管理に関し必要な事項

(2) 業務の実施に関する事項

(3) 事業報告に関する事項

(平21条例14・追加、令7条例18・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第21条の4 市長は、第21条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、及び次条の規定によりその指定を取り消したときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(平21条例14・追加、令7条例18・一部改正)

(指定の取消し等)

第21条の5 市長は、指定管理者が指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(平21条例14・追加、令7条例18・一部改正)

(指定管理者の不在等の場合における管理)

第21条の6 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと又は第21条の2の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間において

ては、[第7条の2第1項](#)の規定にかかわらず、市長が有料公園施設の管理を行うものとする。この場合において、市長は、[別表第3](#)に定める額の範囲内において使用料を徴収することができる。

(平21条例14・追加、令7条例18・一部改正)

(利用料金の還付)

第21条の7 利用料金は前納とし、既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(平21条例14・追加)

(利用料金の減免)

第21条の8 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、原則として市長と協議のうえ、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平21条例14・追加)

(有料公園施設の原状回復の義務)

第21条の9 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、直ちに有料公園施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は利用を中止したときは、直ちに有料公園施設を原状に回復しなければならない。

(平21条例14・追加)

(秘密保持義務)

第21条の10 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職務を退いた後も、また同様とする。

(平21条例14・追加)

(委任)

第22条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が別に定める。

(平21条例14・令7条例18・一部改正)

第4章 罰則

第23条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) [第3条第1項](#)([第21条](#)において準用する場合を含む。)の規定に違反して[同条各号](#)に掲げる行為をした者
- (2) [第5条](#)([第21条](#)において準用する場合を含む。)の規定に違反して[同条各号](#)に掲げる行為をした者
- (3) [第12条第1項](#)又は[第2項](#)([第21条](#)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

(平17条例16・一部改正)

第24条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、[前2条](#)の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第26条 [法第5条の3](#)の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年条例第24号)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の香芝町都市公園条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

2 日本電信電話株式会社に係る占用物件(日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)附則第25条により許可に基づく占用とみなされる占用物件をいう。)で、昭和60年4月1日において現に存するものの公園の使用料については、昭和60年度から平成元年度までの公園の使用料に限り、新条例別表第2に掲げる単位に対する使用料の額に次の表の左欄に掲げる年度区分に応じ、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額を単位に対する使用料の額として計算する。

年度	率
----	---

昭和60年度	0.5
昭和61年度	0.6
昭和62年度	0.7
昭和63年度	0.8
平成元年度	0.9

附 則(平成元年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2中4有料公園施設の使用料の改正規定は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第8号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2第4項の表の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成19年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の香芝市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第21条の2第3項の規定による指定の日前に改正前の香芝市都市公園条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により香芝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がした処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の行為とみなす。

4 改正後の条例第21条の2第3項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の手続は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の手続とみなす。

附 則(平成23年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の香芝市立学校施設使用条例、香芝市公民館条例、香芝市体育施設条例、香芝市総合福祉センター条例、香芝市文化施設条例及び香芝市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第47号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第29号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第40号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第11号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(香芝市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第9条の規定による改正後の香芝市都市公園条例別表第3の規定は、施行日以後に許可した有料公園施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した有料公園施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年条例第24号)
この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年条例第18号)
この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項に 1 号を加える改正規定、第 7 条第 2 項を削る改正規定、第 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項第 5 号、第 7 条の 3、第11条の 2 第 2 項、第21条の 2 から第21条の 4 まで、第21条の 5 第 1 項並びに第21条の 6 の改正規定並びに第22条ただし書を削る改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第 7 条関係)
(平21条例14・全改、令 2 条例40・令 4 条例11・令 7 条例18・一部改正)
有料公園施設

公園の名称	有料公園施設の名称
高塚地区公園	香芝市高塚グラウンド
	香芝市高塚テニスコート
香芝市スポーツ公園	香芝市スポーツ公園プール

別表第2(第11条関係)
(平29条例29・全改、令 2 条例40・令 5 条例24・一部改正)

1 公園施設を設け、又は管理する場合

種別	単位	期間	使用料
公園施設を設ける場合	1 平方メートル	1 年	3,900円
公園施設を管理する場合	1 平方メートル	1 年	3,900円

注
1 1 平方メートル未満の場合(0.01平方メートル未満の場合は、これを切り捨てる。)は、1 平方メートルとして計算する。端数がある場合も同様とする。
2 1 年未満の場合は、月割計算とする。
2 公園を占用する場合

種別	単位	期間	使用料
法第 7 条第 1 項第 1 号に掲げるもの	第 1 種電柱	1 本	1,460円
	第 2 種電柱		2,250円
	第 3 種電柱		3,030円
	第 1 種電話柱		1,380円
	第 2 種電話柱		2,170円
	第 3 種電話柱		2,960円
	その他柱類		470円
	共架電線その他上空に設ける線類	1 メートル	13円
	地下に設ける電線その他の線類		7 円
	地上に設ける変圧器	1 個	1,300円
	地下に設ける変圧器	1 平方メートル	780円
	変圧塔その他これに類するもの	1 個	2,610円
法第 7 条第 1 項第 2 号に掲げるもの	水道管、下水道管、ガスパ管その他これらに類するもの	1 メートル(外径が0.2メートル未満のもの) 1 メートル(外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの) 1 メートル(外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの) 1 メートル(外径が1.0メートル以上のもの)	150円 310円 780円 1,570円
	マンホールその他これに類するもの	1 平方メートル	2,610円

法第7条第1項第4号に掲げるもの	公衆電話所	1 個	1 年	2,610円
	郵便差出箱			650円
都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの	工事用板囲、足場、詰所 その他工事用材料置場	1 平方メートル	1 月	260円
その他の占用		市長がその都度定める。		

注

- 1メートル又は1平方メートル未満の場合(0.01メートル又は0.01平方メートル未満の場合は、これを切り捨てる。)は、1メートル又は1平方メートルとして計算する。端数がある場合も同様とする。
- 1年未満の場合は、月割計算とし、1月未満の場合は1月として計算する。
- 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

種別	単位	期間	使用料
興行、行商、募金、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	1 平方メートル	1 日	400円
業として行う写真撮影	1 箇所	1 日	900円
業として行う映画撮影	1 箇所	1 日	4,500円
その他の使用	市長がその都度定める。		

注 1平方メートル未満の場合(0.01平方メートル未満の場合は、これを切り捨てる。)は、1平方メートルとして計算する。端数がある場合も同様とする。

別表第3(第11条の2、第21条の6関係)

(令7条例18・全改)

- 有料公園施設の使用料
 - 香芝市高塚グラウンド

区分	8：00～10：00	10：00～12：00	12：00～14：00	14：00～16：00	16：00～18：00	18：00～21：00
	850円	850円	850円	850円	850円	1,200円

備考

- 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - 入場料を徴収する場合
 - 商品等を展示又は販売する場合
 - その他これらに準ずる場合
- 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間(1時間未満の場合は、1時間とする。)の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)とする。
- 市内に在住又は在勤する者(以下「在住在勤者」という。)以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

- 香芝市高塚テニスコート

区分(1コートにつき)	7：00～9：00	9：00～11：00	11：00～13：00	13：00～15：00	15：00～17：00	17：00～19：00	19：00～21：00
	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円

備考

- 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - 入場料を徴収する場合
 - 商品等を展示又は販売する場合
 - その他これらに準ずる場合
- 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間(1時間未満の場合は、1時間とする。)の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)とする。
- 在住在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

- 香芝市スポーツ公園プール

室名	区分		使用料
プール	夏期	高校生以上	1日当たり800円 回数券(11日分)8,000円

		小・中学生			1日当たり400円 回数券(11日分)4,000円	
	夏期以外	高校生以上			1日当たり600円 回数券(11日分)6,000円	
		小・中学生			1日当たり300円 回数券(11日分)3,000円	
	屋内プール専用利用				1コースにつき1時間当たり1,800円	
室名		区分及び使用料				
多目的室	9：00～12：00	12：00～17：00	17：00～21：00	9：00～17：00	12：00～21：00	9：00～21：00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円
会議室	9：00～12：00	12：00～17：00	17：00～21：00	9：00～17：00	12：00～21：00	9：00～21：00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円
備考						
1 「夏期」とは、7月1日から9月30日までをいう。						
2 小学校就学前の乳児及び幼児のプールの使用料は、無料とする。						
3 「屋内プール専用利用」とは、屋内プールの特定のコースを団体で専用して利用することをいう。						
4 屋内プール専用利用は、各種大会のための使用に限る。						
5 屋内プール専用利用の場合で入場料等を徴収するときは、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。						
(1) 入場料を徴収する場合						
(2) 商品等を展示又は販売する場合						
(3) その他これらに準ずる場合						
6 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間(1時間未満の場合は、1時間とする。)の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)とする。						
7 在住在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。						

- 1 「夏期」とは、7月1日から9月30日までをいう。
- 2 小学校就学前の乳児及び幼児のプールの使用料は、無料とする。
- 3 「屋内プール専用利用」とは、屋内プールの特定のコースを団体で専用して利用することをいう。
- 4 屋内プール専用利用は、各種大会のための使用に限る。
- 5 屋内プール専用利用の場合で入場料等を徴収するときは、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 商品等を展示又は販売する場合
 - (3) その他これらに準ずる場合
- 6 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間(1時間未満の場合は、1時間とする。)の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)とする。
- 7 在住在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

- 2 附属設備及びその使用料
規則で定める附属設備については当該規則で定める額